

大阪市告示第771号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年6月2日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年6月3日（月）から 同月5日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年6月7日（金）	
	令和6年6月9日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年6月10日（月）から 同月12日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年6月14日（金）	
	令和6年6月16日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年6月17日（月）から 同月19日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年6月21日（金）	
	令和6年6月23日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年6月24日（月）から 同月26日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで

令和6年6月28日（金）	
令和6年6月30日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）